

生命保険料控除の改正について(平成25年度以後の町県民税に適用)

平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約に関して、生命保険料控除の枠組みが変更されます。

平成22年度の税制改正において、生命保険料控除が次のとおり改正されました。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約 【旧契約】 ※改正前		平成24年1月1日以後に締結した保険契約 【新契約】 ※改正後	
生命保険料控除 (遺族保障・介護保障・医療保障)		生命保険料控除	遺族補償
限度額	35,000円	限度額	28,000円
*合計控除適用限度額 70,000円		介護医療保険料控除	介護保障医療保障
		限度額	28,000円
個人年金保険料控除 (老後保障)		個人年金保険料控除 (老後保障)	
限度額	35,000円	限度額	28,000円
		*合計控除適用限度額 <u>70,000円</u>	

《控除額の計算方法》

【旧契約】		【新契約】	
支払保険料額	控除額	支払保険料額	控除額
～15,000円	支払保険料額	～12,000円	支払保険料額
15,001円 ～40,000円	支払金額×1/2+7,500円	12,001円 ～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
40,001円 ～70,000円	支払金額×1/4+17,500円	32,001円 ～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
70,001円～	35,000円	56,001円～	28,000円

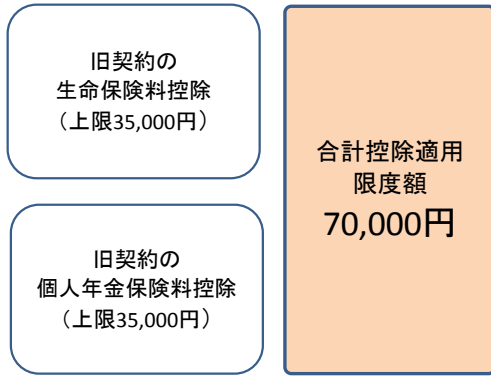
※旧契約は改正前と同じ計算方法です。

【旧契約と新契約の双方で控除の適用を受ける場合】

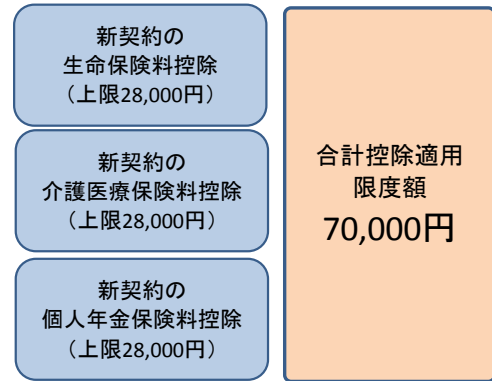
旧契約と新契約の控除額をそれぞれの方法で計算し、合計する。(上限額は28,000円)

《具体的なイメージ》

①旧契約のみの場合



②新契約のみの場合



③旧契約と新契約の双方で控除の適用を受ける場合

